

## 2023年5月6日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2023年5月6日午後2時から午後4時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

小林、巫（2名）

### 2. 2022年度定時総会の開催任

巫が議長に選任され、会議を始めました。

会則15条による2022年度の定時総会を開催し、次の議案を検討の上、決議しました。

#### ① 2022年度会計報告の承認

会計報告書の形式は、前年度までは収支計算書と収支明細書の二種類の書面でしたが、会の財政を充実させ、会の活動を安定的に行える状態をめざし、また、会の銀行口座を開設したことをも踏まえ、前記二書面に加え、貸借対照表を提出することにしました。なお、会計報告書の形式については、公益法人やNPO法人の会計基準、慣行を参考に、適正な形式に近づけていきたいと思えます。

#### ② 役員について

会則では役員についても規定がありますが、会の現状では会則の規定通りに実施することは難しいので、会の実体が会則に追い付くように努力していくことにします。

#### ③ 2022年度分の会費の徴収について

会の財政を安定させ、活動を充実させるために、会員に2022年度分の会費を納めてくれるよう要望します。会費の額は固定できませんが1万円を基準として、会員の経済状態に合わせて支払ってください。支払いは、基本的には新たに開設した銀行口座に振り込んでくれるようお願いいたします。銀行口座は、次のものです。

【銀行】三菱UFJ銀行柏支店

【口座名義人】裁判正常化道志会 代表 巫召鴻

【口座種類】普通預金

【店番】454

【口座番号】0709677

会の実体が整っていないので、総会も会則の通りには開けませんが、今後、改善していけるよう努力したいと思います。

### 3. その他の議論の要約<sup>1</sup>

#### 【会員と関係者の内輪の訴訟について】

(巫) 会員の S さんが会の創立に深い関係をもつ大高正二さんを訴えた訴訟の法廷が、5月16日に開かれるということです。Sさんにどういう訴訟なのかを聞いても、要領を得ないところがあるのですが、よく聞いてみると2019年12月に北千住の生涯学習センターで開催した研究会で、Sさんと大高さんが激しい口論になり、そのときのことが原因になっているようです。

(小林) どうするのですか。

(巫) Sさんは傍聴に来てくれるよう希望しているようです。放置すると事態が悪化する可能性が大きいですので、できれば傍聴したほうがいいと思います。

#### 【法廷における口頭弁論の徹底の要求について】

(巫) 日本の民事訴訟では、特殊な法律用語で弁護士が作成した書面を形式的に裁判長が陳述するかどうかを問い、口頭で弁論することに代えています。ところが、弁護士の書面は必ずしも当事者が切実に訴えたいことを反映せず、また、裁判官は忙しいからか、当事者の書面をまともに読まず、ステレオタイプにはめて、しばしば、現実離れた作文で判決を書くので、司法被害が頻発していると思います。そこで、法廷で民訴法の規定通り当事者に発言を許し、そこでの討論を通して真実を見極めていくべきだという批判を、会の見解にしております。

そのこともあり、会の研究会や会議では、当事者の発言をあらかじめ制限することなく、議論の姿勢に関する規定を定めるだけで、各人の発言を許そうとしてきました。ところが、議長を決めても、議長の制止を無視して、発言を強引に続ける参加者が後を絶たず、当然、反対の意見を持つものは黙っているとわれっぱなしになるので、強引な発言で反論しようとしてます。そのようにして議論が紛糾して、回復できない状態が何度も発生しました。今回の S さんと大高さんの問題も、そういうことが訴訟にまでなったというものです。我々の会で議論によって、双方の意見の相違を極めることができず、感情的な対立にまで発展して、対処できないのですから、法廷で当事者の発言の機会を保障すべきだという批判は、考えなければならないと思います。また、議論の進め方や会の在り方についても、考えなければならないと思います。

(小林) しかし、裁判官が非常に不真面目に訴訟を担当して、当事者の人権を踏みにじっているのは事実なのだから、司法に関する運用や制度の在り方を根

---

<sup>1</sup> 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

本的に改善しなければならないという点は変わりません。本来ならば、司法の問題点をよく知っている弁護士が、そういう提案をして、実現していくべきだと思います。

#### 【閉会】

4時ごろ閉会しました。

#### 4. 裁判の予定

① Sさん大高さん裁判

5月16日午前11時半から

東京高等裁判所 424号法廷

② 山村前会長不当逮捕やり直し裁判

5月29日13時半から

横浜会員裁判所 201号法廷

横浜簡易裁判所は横浜地方裁判所と同じ建物です。

#### 5. 次回の予定

2週間後の日本時間2023年5月20日（土）を予定します。

2023年5月7日

巫召鴻